

樹林保全地区の管理について

秦野市みどり条例第 5 条に基づき、「みどりを保全するため、土地及び樹林の所有権その他の権原を有する者の同意を得て、樹林保全地区として指定」しています。

1 指定の基準

- (1) 市街地又はその周辺にあり、風致又は景観が優れている樹林地
- (2) 神社、寺院、遺跡等と一体となって良好な環境を形成する樹林地
- (3) 水辺地等と一体となり、人と自然との豊かな触れ合いの場を形成している樹林地
- (4) 面積が 500 平方メートル以上である樹林地

2 指定地区の箇所数

20 箇所

3 樹林保全地区の保全について

樹林保全地区等に係る土地又は樹木の所有者等は、その樹木等について、枯損の防止その他の適正な管理をすることにより、大切に保全するように努めなければならない（条例第 7 条第 2 項）とあり、市はみどりの保全及び創造を推進するために本市の施策に協力する土地又は樹木の所有に対し、必要な助成又は援助をすることができる（条例第 27 条）ので、奨励金等の支援を行っています。

(1) 管理奨励金の支援

100 m²につき 5,000 円（100 m²未満切り捨て）に都市計画税及び固定資産税相当額を加算した金額を交付し、所有者自身で維持管理を行う。

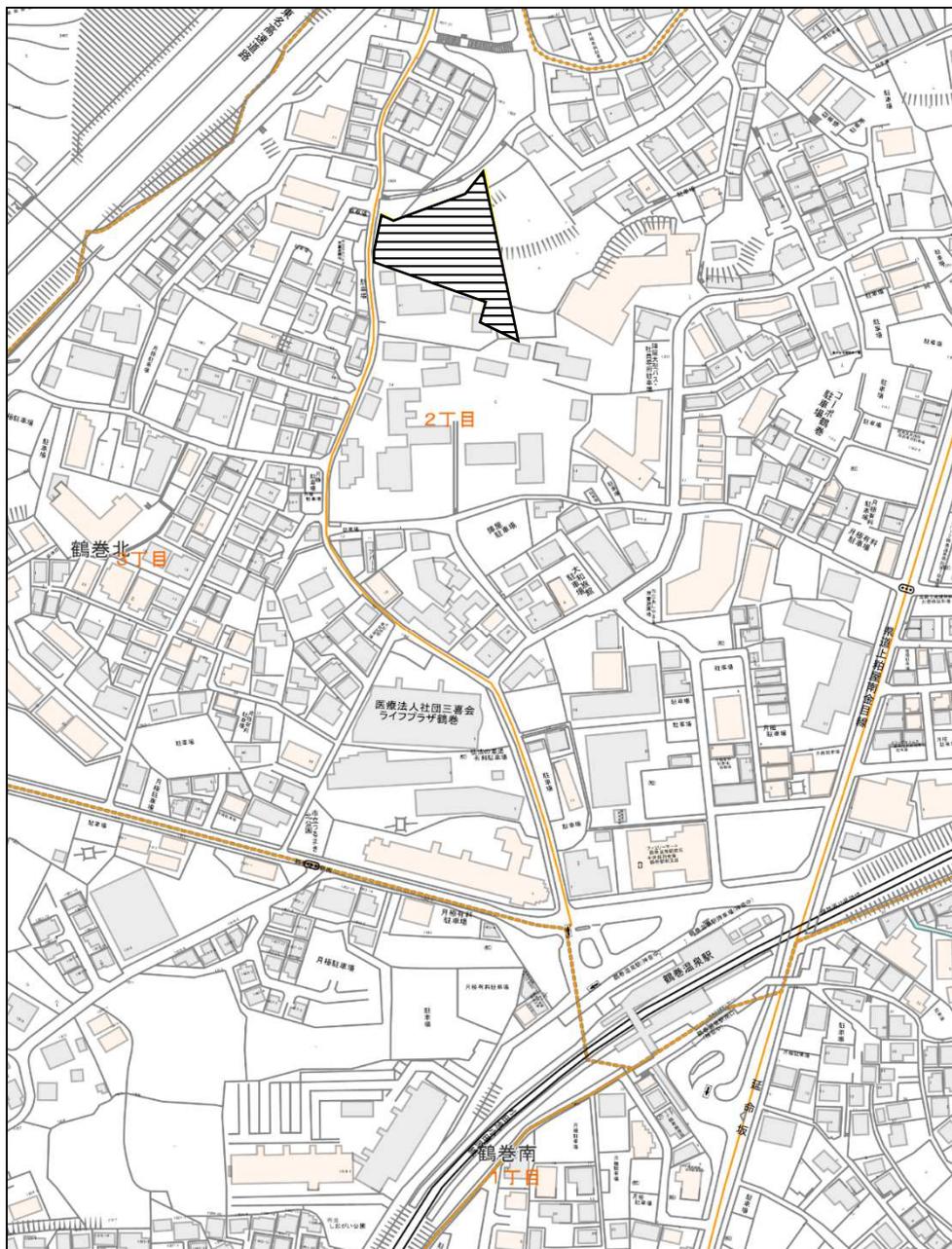
(2) 3 者協定による整備

所有者による管理が困難な樹林地について、土地所有者、整備団体及び市の 3 者協定により、整備団体が整備及び維持管理を行い、市が委託料を支払う。

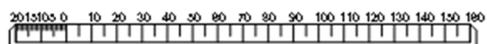
4 令和6年8月30日発生 of 樹林保全地区での土砂崩れについて

場所 秦野市鶴巻北2丁目1368-2（昭和58年7月9日指定第9号）

概要 令和6年8月29日～30日にかけての豪雨により、8月30日（金）朝7時頃土砂崩れ発生。樹林保全地区の隣接地の環境創出行為により造成された新築の住宅（鶴巻北 2-22-10）に土砂が流入。2階のリビングにおいて家族は無事だったものの、1階のガレージ部分に土砂や樹木が浸入。プロパンガスが外れ道路に転倒、エアコン室外機等も破損。1階部分の外壁損傷。近隣道路にも土砂が流入した。



縮尺 1 : 2500



5 土砂崩れ現地の航空写真



土砂崩れ直後の状況(9月2日)



建設前の敷地の状況



近隣道路の状況



歩行者用通路の状況



崩れた樹林の状況

危険樹木の伐採の状況(10月1日)

